

社内勉強会で社員のスキルアップ！

当社が行っている業務は、容器充填・バルク充填業務では「高圧ガス保安法」、容器配送・バルク配送時保安業務では「液化石油ガス法」、配送車両運転業務では「貨物運送事業法」と様々な法律に従っており、いずれの法律でも従事者に対する教育を義務づけしております。

当社では定期的に社内で勉強会を開催し、上記法律に関する知識の習得や確認作業を行うことにより社員のスキルアップを図っています。

具体的には、「高圧ガス保安法」関連では、『LPガスの性質』『設備点検内容』『LPガス受入・払出作業手順の確認』『容器充填作業時の注意事項』などを勉強し、作業時の安全確保に努めています。

「液化石油ガス法」関連では、『保安業務の内容（容器交換時等供給設備点検）』や『LPガス事故事例紹介』などを勉強し、作業時の安全確保に努めています。

「貨物運送事業法」関連では『国交省告示1366号の12項目①トラックを運転する場合の心構え②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項③トラックの構造上の特性④貨物の正しい積載方法⑤過積載の危険性⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法⑨運転者の運転適性に応じた安全運転⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法⑪健康管理の重要性⑫運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法』や『危険予知トレーニング』などを勉強し、安全運転に努めています。

コロナ禍の中、2年間ほど感染予防の観点から事業所全員が集まったの勉強会は実施できず、少人数に分けての開催や資料配布のみで対応してきましたが、本年5月以降は感染予防策を徹底した上で久しぶりに事業所全員集合による勉強会を開催しています。

廿日市本社での社内勉強会風景（5月27日）



『保安・配送のプロ』を目指し、地道にスキルアップしています。